

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】

4 9 1

北九州市公告第154号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年2月25日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレッシュ8エブリィ本城店  
北九州市八幡西区御開四丁目8番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社スーパー大栄  
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号  
代表取締役社長 中山勝彦
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - ア 変更前  
鮮ど市場本城店  
北九州市八幡西区御開四丁目3943番地2
    - イ 変更後  
フレッシュ8エブリィ本城店  
北九州市八幡西区御開四丁目8番1号
  - (2) 大規模小売店舗を設置するものの氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
株式会社スーパー大栄  
代表取締役社長 中山勝彦  
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号  
ほか1者
    - イ 変更後  
株式会社スーパー大栄  
代表取締役社長 中山勝彦

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

4 変更の年月日

(1) 3(1)について 平成23年6月1日

(2) 3(2)について 平成24年10月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成26年2月14日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年2月25日から同年6月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年6月24日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見